



# 磐田用水

第46号

令和2年5月1日  
発行

令和2年4月1日現在 組合員数：4,368人 賦課面積：2,924ha



## ごあいさつ

理事長 永田 勝美

磐田用水広報第46号発刊にあたりご挨拶申し上げます。

組合員の皆様には日頃より改良区の運営、用水事業にご理解ご協力いただき心よりお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により日本全国でイベント等自粛としている状況の中、先日開催されました当改良区第131回通常総代会におきましても、原則書面議決での開催とし、最小出席人数での開催といたしたところでございます。書面議決にご協力いただきました総代の皆様方に改めてお礼を申し上げます。

さて、昨年10月の台風19号をはじめとした豪雨被害の激甚化対策として、菅官房長官から既存ダムへの洪水調節機能を強化する旨の発言がされました。これは具体的には大雨が予測される時には事前放流をする等してダムの貯水量を下げ、洪水被害に備える運用をするということです。しかしながらそのような備えて雨が降らなかった場合、利水者側としては節水が起きやすくなるのではという懸念があります。今後河川管理者等との調整が必要となると思われませんが、用水の確保を第一にすることについて強く申し入れしていく所存です。

また、佐久間ダムはじめ天竜川のダムには現在相当の土砂が堆積しており、農業用水への土砂流入に歯止めが利かない状況です。改良区としましては、用水の安定供給は勿論のこと、水の濁り等の問題にも取り組んで参る次第です。

このようなことから、国営2期事業では利水と土砂両面での対策ができる施設が必須と考え、沈砂機能付きの調整池を新規に設置していただけるよう要望して参ります。

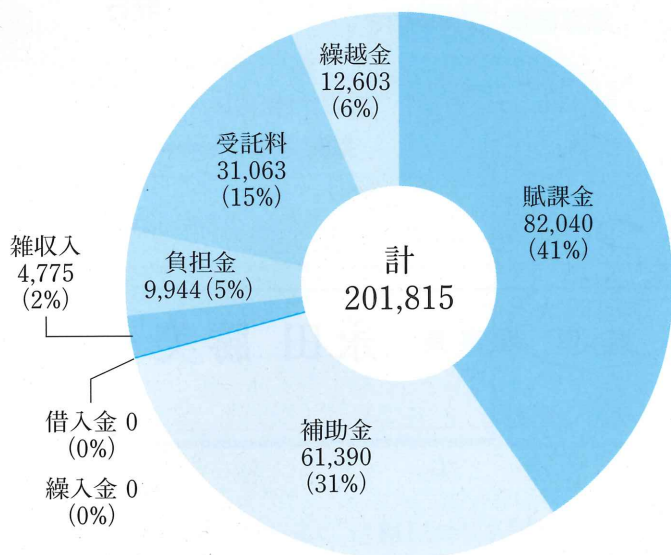
国営2期事業に先駆けて、国営浅羽応急対策事業が目前に迫っております。関係する袋井市、磐田市にも事業の必要性や費用負担についてご理解いただき、大変ありがたく思っています。

前回の国営事業から40年経過し、これから磐田用水では大規模な施設整備が次々と行われる時期となっております。今後とも組合員皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

## 平成30年度 一般会計決算額

収入の部

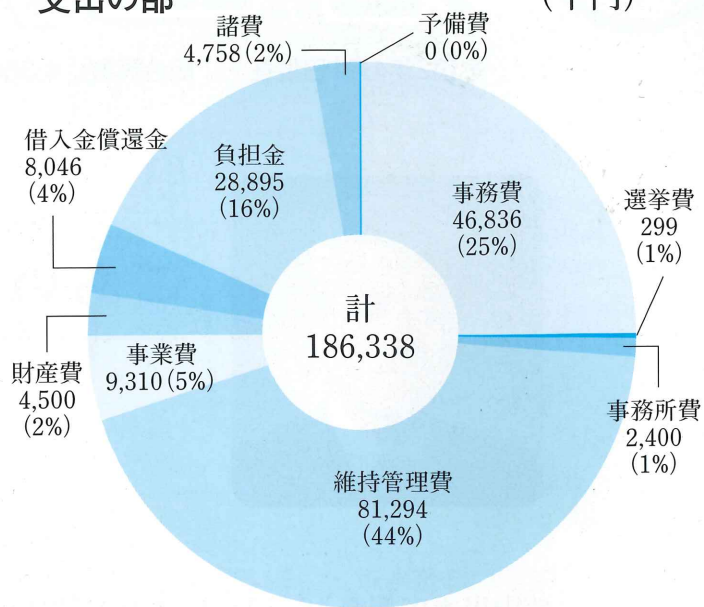
(千円)



186,338千円

支出の部

(千円)



31年度(令和元年度)への繰越金 15,476(千円)

## 平成30年度 特別会計決算額

職員退職給与積立金現在高	80,904,120 円
農地転用決済金現在高	253,864,420 円
財政調整基金積立金現在高	25,227,896 円
自動車償却積立金現在高	2,804,299 円

令和元年度末 借入金現在高 35,247,017 円

## 令和2年度 一般会計予算額

収入の部

(千円)

款	予 算 額
1 賦 課 金	81,817
2 補 助 金	59,650
3 借 入 金	5,001
4 繰 入 金	8,628
5 雑 収 入	1,283
6 負 担 金	11,252
7 受 託 料	28,179
8 繰 越 金	8,000
<b>計</b>	<b>203,810</b>

203,810千円

支出の部

(千円)

款	予 算 額
1 事 務 費	48,585
2 選 挙 費	2
3 事 務 所 費	3,434
4 維 持 管 理 費	83,706
5 事 業 費	15,033
6 繰 出 金	4,501
7 借 入 金 償 還 金	7,696
8 負 担 金	32,233
9 諸 費	7,120
10 予 備 費	1,500
<b>計</b>	<b>203,810</b>

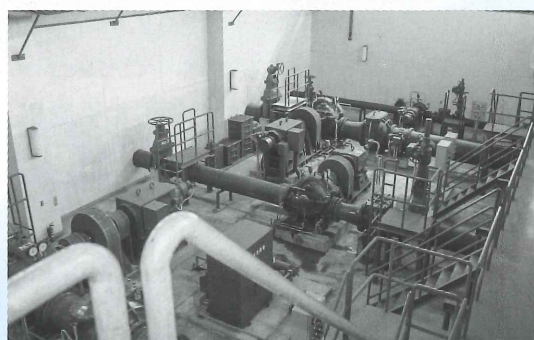


## 改良区全体のうごき

### 浅羽揚水機場応急対策事業の要望書を提出しました

令和2年3月26日開催の総代会議決により、浅羽揚水機場応急対策事業要望書を静岡県に提出しました。これにより国営事業に先立ち令和3年度より事業開始となる見通しです。浅羽揚水機場は市の管理施設ですが、受益は磐田用水の約1/3を占めており、改良区としても事業実施に向けて全面協力して参ります。

また、事業実施にあたり組合員の同意が必要となる可能性があります。その場合は磐田用水役職員をはじめ、県・市と連携して地元説明会や地元代表者への協力要請をしていきたいと考えております。組合員皆様のご協力をお願いします。



### 「天竜川下流二期地区」地区調査を実施しております

昨年度に続き、国営事業実施計画(案)を策定するための地区調査を実施中です。これまで大規模農家を中心に、アンケート調査や会議への出席等をお願いしてまいりました。引き続き皆様のご協力をお願いします。

また、利水調整施設の新設や河川の土砂流入対策については今後強く要望していきます。

### 令和2年度 新規採用職員紹介

いとう まさひろ  
伊藤 匡弘

今年度より、磐田用水東部土地改良区にて業務に臨ませていただきます。農作業に対しての円滑なサポートが出来るよう、また地域に貢献できるよう日々精進する所存でございます。





# 事業係よりお知らせ

## 深見用水 アーチ型フェンス設置工事

令和2年度～令和4年度にかけて、水利施設保全高度化事業により深見用水（袋井市深見）にて800m分のアーチ型ネットフェンスを設置することが総代会で議決されました。

アーチ型フェンスは、水路への転落防止、ゴミの不法投棄防止、災害時の用水路横断等の機能があり設置地域では大変ご好評をいただいておりますが、従来フェンスと比べて大変高額であり、費用や必要性の観点から既存フェンスからの置き換えは難しい状況です。

深見用水は場所により転落防止柵がないなど転落の危険性が高いことから優先的に設置する運びとなりました。

また、上記事業に先駆けて令和元年度には約50m分を整備しました。



## 景観保全助成金制度をご活用ください

景観保全助成金制度とは、磐田用水で管理するべき用水路敷地の草刈りを地元でやっていただいた場合、一定の要件を満たして申請していただくと1㎡あたり25円を助成する制度です。毎年約20団体がこの制度を活用して用水敷地の管理にご協力いただいております。

制度のご利用を希望される場合は事前に現地調査して面積を算出しますので、まずはお相談ください。

### 要件

- ① 団体（グループ）であること
- ② 年2回まで
- ③ 事前にご相談いただいた上で草刈りを実施すること
- ④ 上記①～③を満たした上で12月10日までに申請書を提出すること



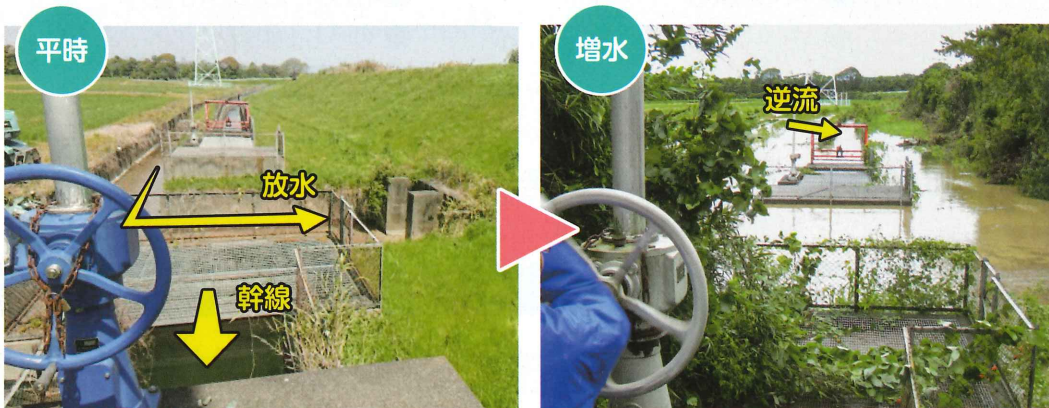


## 台風や豪雨時の対応について

磐田市玉越



磐田市篠原



袋井市諸井



台風や大雨などで河川が増水している時、河川の水位が磐田用水の放水口よりも高くなると川の水が用水へ逆流してくる恐れがあります。**農業用水路は排水を受け入れる構造にはなっていないため、排水流入は下流地区の越流に繋がる等非常に危険です。**河川増水時は危険ですので幹線水路へ近づかないようお願いします。

また、大雨洪水警報発令時は幹線水位を事前に下げるよう取水量減少し、河川水位を確認する等事故防止に努めております。警報解除後に施設の見回りをを行い、安全確認後に取水量を回復しますので、**大雨洪水警報発令の翌日は田んぼへの取水ができない場合がありますのでご了承ください。**



# 庶務係よりお知らせ



## 1. 賦課金の納入について

- (イ) 10a当りの賦課金 2,800円
- (ロ) 賦課期日 4月1日
- (ハ) 徴収期日 年2回 (5月と11月) 年額12,000円未満の方は年1回とします。

※現金納付の方は、第2期分の賦課通知書も5月に一括送付しておりますので、紛失されないようご注意ください。

## 口座振替による賦課金の納入についてお願い

口座振替は、現在組合員の約88%の方が利用されています。ぜひご利用下さい。

- 取扱金融機関
- 静岡県内の各農業協同組合
  - 静岡銀行
  - スルガ銀行
  - 浜松いわた信用金庫
  - 島田掛川信用金庫
  - ゆうちょ銀行



● 口座振替依頼書は、当改良区に用意してありますので、ご連絡下されば郵送致します ●

**休耕、転作等で用水利用が無い場合でも賦課金がかかります。**

## 2. 除斥手続きについて

- (イ) 農地法にもとづく転用のほか、田の埋め立てや畑・温室等に変更する等、今後用水を利用しない場合には除斥が必要です。除斥手続きをしない場合には毎年賦課金が発生するため、必ずお手続きをお願いします。
- (ロ) 転用除斥料 1㎡当り 230円
- (ハ) 市街化区域内の農地転用について、農業委員会への届け出の際に磐田用水の意見書の添付が不要となりましたが、磐田用水の除斥手続き及び農地転用除斥料の納入は従来通り必要です。
- (ニ) 公共事業(道路拡幅、河川改修、命山の造成 等)の用地買収による農地転用の場合にも除斥手続きが必要です。公共事業の買収であっても除斥手続きと除斥料の納付がされない限り賦課金がかかり続けますので、必ずお手続きをお願いします。

**田を畑や宅地にしたり、公共事業買収をした際に除斥手続きをしないまま、その後相続した際に事情がわからず、水利用がないのに毎年賦課金が発生している等といったお問い合わせが非常に多いです。後世のトラブルとならないよう確実にお手続きをお願いします。**

※**土地売却に伴う農地転用決済金は譲渡費用として認められます**

土地を売却された際に土地改良区へ支払われた決済金は、一定の要件を満たす場合は所得税が減額される場合があります。詳しくは税務署にお尋ねください。



### 3. 組合員変更手続きについて

磐田用水の土地台帳の変更は、土地改良法第43条第1項の規定に基づく届出がないと変更できません。

## 次のような場合には 組合員変更のお手続きをお願いします。

田の売買・  
耕作異動

住所や  
氏名の変  
更

組合員の  
死亡  
(相続)

ご連絡頂ければ届出用紙をお送りします。またホームページからのダウンロードもできます。農地の利用集積でも、同様の届出が無い限り変更できませんので、必ず届け出てください。

**農業委員会や登記の手続きが完了しても、土地改良区の台帳は届出があるまで変更されません。**

**農地中間管理機構の仲介による貸借でも変更の手続きは必要です。**(平成31年の法改正により、農地中間管理機構から改良区への通知によって変更手続きとすることができるようになりました。機構又は個人いずれかからの申請は必要ですので、どちらが手続きするか等については機構又は市町村担当課へお問い合わせください。)

**いかなる場合でも組合員の変更や、田の転用があった場合には磐田用水事務局まで届出をお願いします。**

※賦課期日(4月1日)以降の耕作異動及び農地転用については、翌年度の反映となりますのでお早目のお手続きをお願いします。

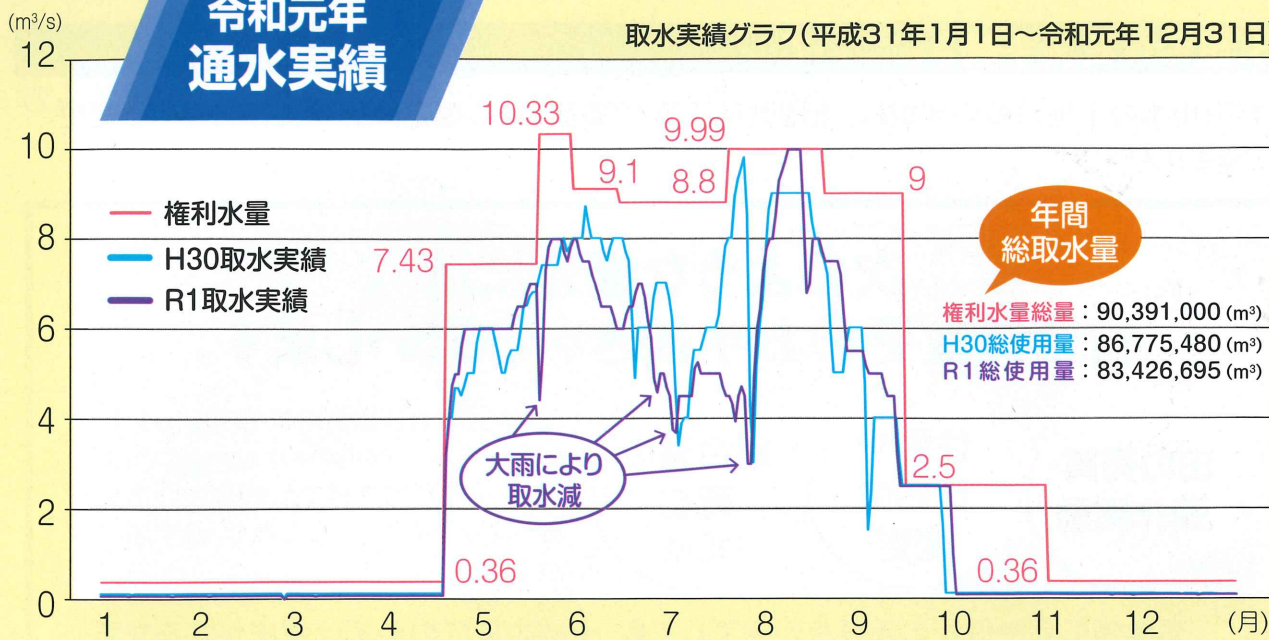
### 4. その他

- (イ) 事故防止について  
水路は水量が多く流れが早く大変危険ですから、子供たちを水路付近で遊ばせないよう事故防止にご協力下さい。
- (ロ) 他目的使用について  
磐田用水が管理している施設及び水路敷を何らかの目的で使用する場合は、必ず届出て許可を受けて下さい。
- (ハ) ゴミの投棄について  
空カン・家庭用雑廃物等を水路に投棄されますと下流部では単なるゴミ処分だけでなく、水路の詰まりや溢れの原因となり大事故になる恐れもあります。絶対に用水にゴミを投げ入れないで下さい。
- (ニ) 施設の破損について  
水路やフェンス等の施設を自動車事故等により損傷させた場合は必ず当改良区までご連絡下さい。
- (ホ) 個人情報の保護について  
組合員個人の賦課状況等の照会につきまして、ご本人確認ができないお電話ではご回答を差し控えさせていただきます。その場合は、組合員ご本人様にご来所いただくか、お電話にて照会の旨お伝えくだされば改良区台帳に記載のご住所宛に書類を郵送いたします。ご不便をおかけしますが何卒ご了承ください。
- (ヘ) ホームページについて  
磐田用水ホームページ(<http://www.iwatou.com>)では、水に関する緊急のお知らせの掲載や、各種申請書や広報のダウンロード等が可能となっております。是非ご利用ください。
- (ト) メール配信サービスについて  
用水の緊急情報をメールにてお知らせしております。上記ホームページから登録できますので是非ご登録ください。(迷惑メール対策されている方は@iwatou.comからのメールを受信できるよう設定が必要です)
- (チ) 謝辞  
現在、磐田用水では総延長約57kmの幹線水路の維持管理を行なっています。施設造成後30年以上経過したところもあり、補修工事浚渫工事等を毎年実施しておりますが、維持管理費も年々増大し充分には出来ない状況であります。又、水路敷の草刈りについては環境美化、水路の管理のうえからも充実していくべきではあります。改良区だけの負担では充分にできない状況であります。日頃、水路に接した方々には、ご協力もいただいております。紙面よりお礼申し上げます。



# 令和元年 通水実績

取水実績グラフ(平成31年1月1日~令和元年12月31日)



昨年は非常に雨がが多く、台風以外にも局地的豪雨等で4回もの緊急対応を行いました。取水量としては過去10年を下から2番目となり大変余裕のある状況ではありましたが、例年とは違う意味で用水管理に苦勞する年でした。

本年は特に問題なく通水開始となる予定ですが、豪雨対策として検討されているダムの洪水調整機能の運用次第ではシビアな取水が求められる可能性があります。皆様の節水へのご協力をお願いいたします。

## 水の恵みに感謝 「感謝米」を水源地に

平成23年度より水源地で森林を守っている方々に感謝米を寄贈しております。

役員総代をはじめ多くの方にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

贈呈された感謝米はそれぞれの市町村で、天竜川下流地域からの感謝米であることや地元で森林を守ることの大切さを伝え、学校教育や社会福祉に役立てられています。



水窪感謝米贈呈



天竜区感謝米贈呈

森林組合様から地区社協に新米を寄贈  
～磐田用水東部土地改良区様、寺谷用水土地改良区様からの感謝米～

磐田用水東部土地改良区様(磐井市)・寺谷用水土地改良区様(磐田市)から水源地を守る天竜区内森林組合様に贈呈された「感謝米」(豊かな水の供給のお礼として)が森林組合様のご厚意で地区社協に寄贈されました。今年で8年目で、水窪地区社協では感謝の気持ちを込めて高齢者等への配食サービス等に活用させていただいています。又、感謝米は神農のごちそう製粉所様が無償で精米してくださっています。皆様の善意に感謝申し上げます。

令和元年度 感謝米贈呈実績 (1俵=60kg)

寺谷用水	磐田用水	合計
32俵	24俵	56俵

感謝米贈呈先

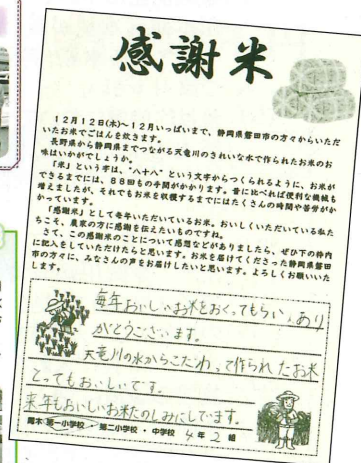
- 長野県塩尻市
- 天竜森林組合
- 水窪森林組合
- 長野県駒ケ根市
- 長野県喬木村

▲天竜区感謝米贈呈記事  
水窪(森林組合から老人ホームへ)▶

▲水窪森林組合から社協へ

今年も水窪森林組合様から新米(感謝米)が寄贈されました

水窪森林組合様のご厚意により、磐田用水東部土地改良区様(磐井市)、寺谷用水土地改良区様(磐田市)からの感謝米が今年もみさく区の里へ寄贈されました。平成24年から続く皆様のご厚意に感謝申し上げます。(12/20)



▲喬木村の小中学校より

水土里ネットいわた用水(磐田用水東部土地改良区)

〒437-0043 静岡県袋井市新池3001 TEL.0538-42-3175 FAX.0538-42-3176  
Email:info@iwatou.com http://www.iwatou.com/ いわた用水 検索